

# 令和7年度 柏市立富勢東小学校いじめ防止基本方針

令和7年8月改定

## 1. 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している当該児童生徒等と一定の人的関係のある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているもの。」をいい、児童生徒等の教育を受ける権利を侵害する行為である。

（平成25年度 「いじめ防止対策推進法 第2条 いじめの定義」より）

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な物が含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

上記の考え方のもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものである」という基本認識にたち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「柏市立富勢東小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

## 2. いじめ防止に対する基本的考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。以下①～⑧は、いじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、個人の人権を否定する問題であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、関係機関などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

このことを踏まえ、以下のような取り組みをしていく。

### （1）いじめの防止

本校のめざす学校像は、「子どもを幸せにする 子どもファーストな学校」である。その学校像を目指すために、①子どもが主語の学校②一人一人がありのままでいられる学校③地域と共に子どもの学びを保障する学校を意識し、全校を挙げて取り組んで

いく。

① 道徳教育の充実

特別の教科道徳の時間を要として、あらゆる教育活動を通して道徳教育を行う。絶対的な自尊感情を根底とし、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人権を尊重する態度を身につける。

② 相談しやすい雰囲気作り

普段より児童とともに成長できる教師、規範となる言動を心掛け、相談しやすい雰囲気を作る。まずは、悩みや不安を聞く姿勢を示し、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるように努める。

③ 基礎基本の定着

教師一人一人が自己指導能力の獲得を目指した、分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。

④ 児童・保護者への啓発活動

全校児童に、「いじめは絶対に許されない」「傍観者もいじめに加担していることになる」「先生たちはいじめからみんなを守る」ことについて教育活動全体を通して周知する。

保護者に対しては、授業参観日等において道徳や特別活動の授業を展開し、命の大切さや友達の大切さについての指導を公開する。また、学校便りを通して継続的に啓発していく。

⑤ ネットいじめへの対応

インターネットを通じたいじめも他のいじめと同様に許されるものではない。一人一台端末の使い方や、ルールの徹底、または、ネット上のいじめの特徴を理解し、対応策を職員で研修し、保護者に対しても啓発していく。

## (2) 未然防止の取り組み

いじめ問題において、「いじめが起きにくい学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壤づくり」に取り組む必要がある。子どもたち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する必要がある。

① 児童一人一人の人権を尊重し、個に応じた指導・支援を行う。

② 自己存在感を味わえる学級づくりに努める。

③ 子どもたち自身が、いじめ防止を訴え、解決を図れるような取り組みをする。

④ 保護者や地域と連携し、いじめの未然防止に努める。

## (3) いじめの早期発見・早期解決に対する取り組み

① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全職員が児童の様子を見守り、小さな変化を見逃さないような鋭い感覚を身に付けて行く。

②おかしいと感じた児童がいる場合、生徒指導部会の場や職員間で、それぞれの気が付いたことを共有し、全職員で児童を支援する。また、必要に応じて教育相談を実施し、問題の有無を確認した上で、児童に安心感が与えられるようにする。解決すべき問題がある場合には、児童の立場になって、よく話を聴いた上で問題の早期解決を図る。

③「生活に関するアンケート」、個人面談を学期ごとに1回実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

なお、アンケート等の保存期間は、児童生徒や保護者から、長期間の経過後にいじめ重大事態の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、国のガイドラインや柏市立小中学校の管理規則に則り、指導要録と同様に実施年度の末から5年間とする。

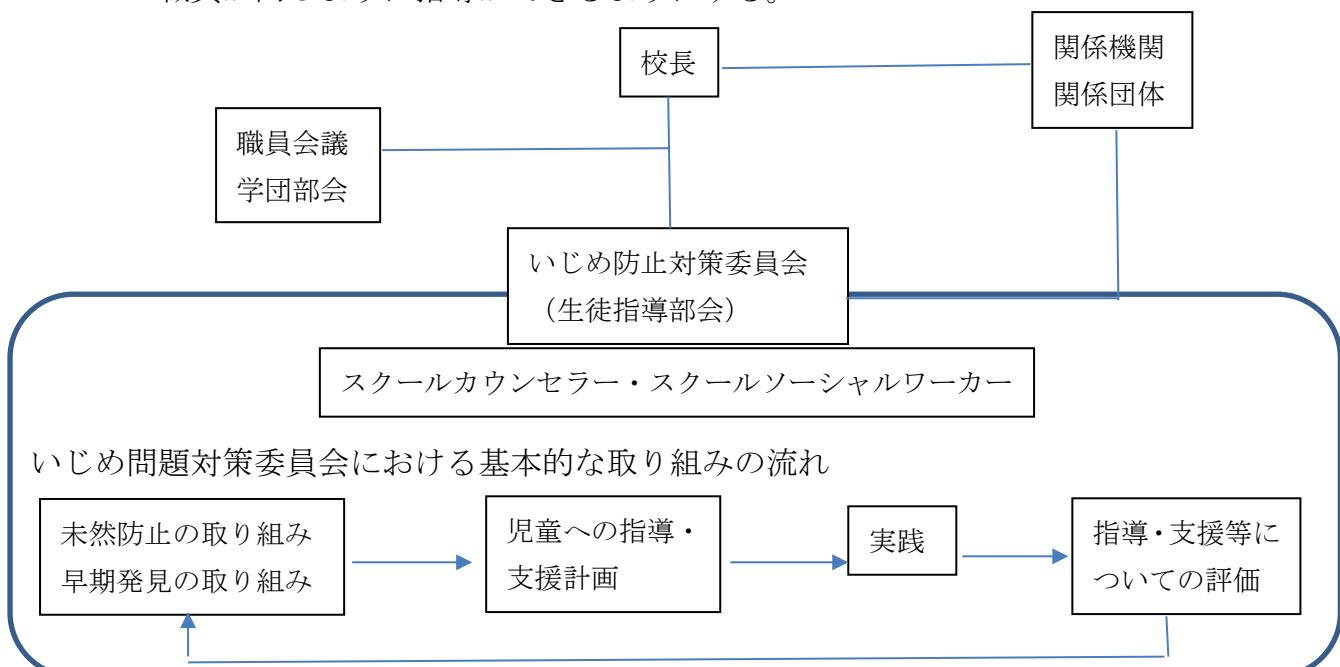
#### (4) いじめ防止対策委員会

##### ①構成

校長、教頭、教務、生徒指導主任、該当学級担任、教育相談担当、特別支援コーディネーター等によって構成する。

##### ②役割

月に1回委員会（職員会議を含む）を開催し、情報交換を行う。各学級の様子や生徒指導上問題となる事案について報告を行い、全教職員で指導する体制づくりをする。また、全校を見渡して共通理解を図りたい事案について話し合い、全職員が同じように指導ができるようにする。



#### (5) 早期対応の取り組み

##### ○いじめの相談・通報体制

①「心のポスト」を設置し、いつでも相談できる体制を整える。

②担任だけでなく養護教諭、教育相談担当、教頭、校長が相談窓口となる。

③月に2回スクールカウンセラーが来校し、児童、保護者、職員の希望者が相談を行う。

○いじめへの対応

①いじめを発見した場合には、学級担任だけで抱え込むことなく、直ちにいじめ防止対策委員会に報告し、同委員会を中心として対応を協議し、全職員が組織的に速やかにいじめ問題の解決にあたる。

②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている児童には毅然とした態度で指導する。

③傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。

④いじめられている児童の心の傷を癒す為に、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら、指導を行っていく。

⑤いじめに関わった児童生徒の心身と関係性の修復及び再発防止に努める。

⑥いじめの調査結果については正確な情報を得たうえで、被害児童及び保護者へ情報を提供する。加害児童に対しては、事の重大さを認識させ、解決方法を見つけるよう指導を行い、家庭にも連絡する。

(6) 家庭や地域との連携について

①いじめ問題が起こった時には家庭との連携を密にし、学校側の取り組みについて伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校だけで問題解決をするようなことはしない。

②家庭との連携を強化するためにも、年に3回保護者との教育相談（個人面談を含む）の場を設け、情報交換を行う。また、保護者が学校行事に参加しやすいよう行事の設定を工夫し、開かれた学校を目指す。

(7) 関係機関との連携について

①学校や家庭、教育委員会、警察等の関係機関と連携を図る為に、普段から連絡を密にとり、問題が発生した時には情報を共有できるようにする。その為にも、管理職への『報告、連絡、相談』を確実に行い、学校からの情報発信が迅速に行えるようにする。

◇関係諸機関の連絡先

○24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310

○千葉いのちの電話 043-227-3900

○柏市少年補導センターやまびこ電話 0120-66-3741

○千葉県警少年センター 0120-783497

## (8) 公表、点検、評価について

- ①児童から得たいじめアンケートを分析し、実態に応じた対応をとる。
- ②年度末に、今年度を振り返り、いじめ防止基本方針について見直す。
- ③改定したいじめ防止基本方針をホームページ等で公表する。
- ④教職員へいじめ対応の指導法を身に付ける研修を実施する。

## いじめが発生したときの対応

### (1) 組織について

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他関係者により構成されるいじめ防止等のための組織を置くものとする。

「いじめ防止対策推進法」第22条

### ア 組織対応の基本的な考え方

- (ア) いじめ問題は、早期発見や早期解決、未然防止に向けて、チームで対応することを原則とする。
- (イ) いじめ対策に同步調で取り組む組織（生徒指導部会・いじめ防止対策委員会）やルールを作る。
- (ウ) 学校で起きていることを校内報告会等で共有化して、担任を学校全体でフォローする。
- (エ) 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないこと。  
(問題解決までの課程とは、「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」を指す。)
- (オ) 時系列に沿って、経過の記録を残す。

### イ 学校におけるいじめ問題への対応体制の確立

#### 1. 未然防止

- 「児童一人一人が、互いの良さを認め合い、集団の一員として協力し合える人間関係を育む」ための教育活動の充実を図る。
  - ・コミュニケーション能力や人間関係のトラブルを自分たちで解決する自己解決能力を育てる。
  - ・児童一人一人に自己の存在感や有用感を味わわせるとともに「いじめは絶対に許されない」という学級作りに努める。
  - ・児童による主体的ないじめ問題への取り組みの充実を図る。
- 「児童一人一人に自他の生命等を尊重する心情や態度を育む」ための指導の徹底を推進する。
  - ・命の教育を含めた道徳教育を全教育活動に通じて充実させ、児童の思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する態度を育む。
  - ・人権尊重の視点から、全教育活動を通じて、児童一人一人に「いじめをしない」

「いじめをさせない」「いじめを許さない」という態度を育てる。

○保護者や地域との連携を図る。

- ・PTA 各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針について情報を提供し、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうよう努める。

## 2. 早期発見・早期対応

○いじめ問題に関する実態把握に努める。

- ・学校生活アンケートに基づき、個別相談を行い、児童の思いを十分に受け止めるとともに、全教職員で情報を共有化する。

○いじめについての相談体制の充実を図る。

- ・計画的な個別相談の実施や、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等との連携による教育相談の更なる充実を図る。
- ・「いじめ相談ダイヤル」等、相談先の周知徹底に努める。

## 3. 教職員の資質向上

○いじめへの迅速な対応と関係機関及び外部人材との連携を推進する。

- ・児童や保護者の声に対して、誠実に向き合うとともに、迅速かつ的確に対応する。

- ・保護者と学校が一体となった取り組みを推進する。

- ・スクールカウンセラーの活用や、関係機関等との連携を図る。

○いじめ問題の認知に関する教職員の共通理解を図る。

- ・いじめの定義、いじめの態様、いじめの認知方法について十分な共通理解を図る。

- ・いじめられている児童の切実な思いを、軽微と思われることでもしっかりとすくい上げ、教職員で情報を共有化する。

○いじめ問題に関する教職員の資質向上に努める。

- ・いじめを認知する方法やいじめが起きたときの対処法などに関する研修を行う。

○教職員の言動・姿勢「一人一人の人権を尊重する行動」を心がける。

- ・児童一人一人の人権を尊重し、子に応じた指導・支援を行う。

- ・いじめ未然防止チェックリストの活用。

○学校いじめ方針の見直しをする。

- ・基本方針が「児童の実態や時代に即したものになっているか」「適切に機能しているか」を見直し、必要に応じて改定する。

- ・基本方針の策定に際し、その内容を保護者や地域住民、児童にも検討してもらい、策定後の取り組みが円滑に進められるようにする。

## (2) 学校が講すべき措置について

個別のいじめに対して学校が講すべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。懲戒、出席停止等の適切な運用等その他のいじめ防止等に関する措置を定めること。

「いじめ防止対策推進法」(概要) 文部科学省

### ア いじめの事実確認

#### (ア) いじめが発生した場合の事実把握における留意点

いじめ問題への適切な指導には、正確な状況を的確に把握することが大切である。そのためには、確認事項・教職員の役割分担・配慮すべき事項等について共通理解を図ることが必要である。

下記の「具体的な事実の確認のポイント」を基に、学級担任または、児童・保護者・地域等から相談を受けた教員を中心に、学年主任や生徒指導主任、ベテラン教員の助言を受けながら、児童への聞き取りを行う。その際、学級担任は、①自分の責任と思い詰め、自分で解決しようとしてしない。②指導力を否定されたと思わない。③解決を焦らない。ことが大切である。

事案に関する児童が複数学級、複数学年に及ぶ場合は、当該学年とも連携をとり、情報を共有し、時系列で正確に把握する。食い違いがあるところについては、生徒指導主任を中心に担当者が再度聞き取りを行うなどして、できるだけ早く事実確認を終え、管理職に報告し、指示を受ける。指示を受けて、指導体制や指導方針を決定する。事案が重篤な場合は、学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を編成する。

#### (イ) 具体的な事実確認のポイント

- ・関係した児童から事実の確認（いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どうした）をする。
- ・関係した児童が複数の場合は、別々の部屋で行う。
- ・生徒指導主任が、それぞれの情報を整理し、一致しない点があれば担当者に、どこの部分を再度確認するかを指示する。
- ・事実の確認は、生徒指導主任の指示で同時に終わるようにする。その後、関係の児童を集めて事実の確認や指導を行う場合もある。
- ・必要に応じて、保護者に連絡をする。特に関係児童の帰宅が遅くなる場合は、家庭への連絡を行い、保護者への了承を得る。

## (ウ) いじめを発見した際のケースごとのポイント

授業中、放課後等に教職員がいじめを発見した場合	いじめられている児童から訴えがあつた場合	保護者からの訴えがあつた場合	地域・関係機関から情報提供があつた場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>当事者だけでなく周囲の児童からも事実確認を行う。</li> <li>いじめられている児童には、本人が最も相談しやすい教職員がある。</li> <li>「先生は絶対にあなたを守るからね」などの言葉とともに、児童の気持ちをしっかりと受け止める。</li> <li>「〇〇から聞いた」などと、情報提供が特定されないように配慮をする。</li> <li>加害・被害の児童を別にし、同じ部屋では事情を聞かない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめられている児童の立場に立ち、その児童の悩みをしっかりと受け止め、「大変だったね」「よく頑張ってきたね」などの共感的な態度で話を聞く。</li> <li>「よく話してくれたね」「必ず守るからね」など勇気づける言葉や態度を示す。</li> <li>教職員が一方的に話をするのではなく、本人の話をじっくり聞き、時間をかけて話し合う。</li> <li>話を聞く場所や時間について、児童の負担にならないように配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その日のうちに、家庭訪問を行い、じっくり時間をかけて詳しく話を聞く。</li> <li>担任一人で対応するのではなく、教頭や生徒指導主任等複数で対応する。</li> <li>保護者の怒り、不安、悲しみ等を真剣に受け止める。</li> <li>保護者の話を聞いた後、「すぐに事実を調べます」「学校では～の対応をします」など誠意をもって対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電話での対応で済ませるのではなく、その日のうちに複数の教職員が直接出向いて話を聞く。</li> <li>学校に連絡した人に会ってもお礼を言うとともに、学校の指導方針を説明し、協力を依頼する。</li> <li>通学路等にある商店やコンビニ等とは日頃から連携し、情報提供について依頼する。</li> </ul>

## (エ) 対応方針の決定と対応の役割分担

対応方針については、事実確認の後、生徒指導主任が管理職に報告し、対応方針について指示を受け、指示を基に役割分担をして組織で対応する。

### ○情報を整理する。(生徒指導主任)

- いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の児童の特徴

### ○対応方針を決定する。(校長・教頭)

- 緊急度の確認と「自殺」「脅迫」「暴行」「不登校」等の危険度の確認
- 事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認

### ○役割分担をする。

被害者からの事情聴取と支援担当	加害者からの事情聴取と指導担当
周囲の児童と全体への指導担当	保護者への対応担当
関係機関への対応担当	

### ○対応における配慮事項

- 法は、いじめの要件をいじめられている児童の主觀を重視した定義に立っている。保護者には、保護者会等で具体的な事例に即して法第2条の「いじめの定義」の共通理解を促し、どんな小さいじめも初期段階から見過ごさない姿を共有する。
- ネットトラブルに対しては当事者（書き込まれた被害者、書き込んだ加害者、場を提供しているサービス会社）ではないので、削除や発信者情報開示の代行は厳禁である。

## イ いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援

### (ア) いじめられている児童に対する支援

いじめられている児童には、いじめ解決に向けて様々な取り組みを進めつつ、児童の立場で、共感的な理解に努めることが大切である。特に、いじめられている児童を最後まで守り通すという姿勢をもって対応するなど、信頼関係を改めて築くことが大切である。

共感的理解の重要性	安心して学校生活を送るために	長期的支援
<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめられている児童の立場に立って、冷静かつ受容な姿勢で話を聞く。(うなずく、繰り返す、整理する、否定的な言葉を使わないなど)</li><li>・いじめられている児童と信頼関係ができている教員が中心になって対応する。</li><li>・話した内容の秘密を保持することを約束するなどして、最後まで守ってくれる人がいるという安心感を持たせる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・グループ（班）替え、座席替え、別室登校も視野に入れる。</li><li>・心に深い傷を負うなど、深刻な被害がある場合は、スクールカウンセラー等と連携を図る。</li><li>・いじめに関わった児童との関係については、本人の意向を尊重し、時間をかけて人間関係の修復に努める。</li><li>・休み時間における、教職員の見回り。</li><li>・緊急的にT・Tを配置する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・学級活動、授業中、休み時間等において、いじめを受けた児童の態度や様子に注意し、教職員間で情報交換を密にし、定期的に協議する。</li><li>・自信回復に向けて積極的に支援し、児童の誇りとプライドを取り戻させる。</li><li>・相談を継続するなど、長期的な支援を児童に約束する。</li></ul>

### (イ) いじめを受けた児童の保護者に対する支援

いじめ問題の早期解決を図るには、学校は、いじめられている児童の保護者・いじめている児童の保護者双方に直接会って、事実とともに学校の指導方針を伝えることが重要である。

また、家庭訪問を行う場合は、担任・生徒指導主任・教頭等複数で対応することが重要である。さらに、いじめが表面上収まても、定期的に学校生活の様子を保護者に伝え、協力を得ることが大切である。

#### (保護者への伝え方)

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を正確に伝える。
- ・学校として徹底して児童を守り、支援していくこと等学校の指導方針を具体的に伝え、今後の対応について示す。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的受け止める。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向けて取り組むことを伝える。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、家庭での児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。
- ・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に集結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得るようにする。

## ウ いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言

### (ア) いじめを行った児童に対する指導

いじめている児童に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないよう、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やそれが他人の人権を侵す行為であることに気づかせ、他人の痛みを理解できるように教育的指導を行う。

相手の苦しみを理解させる指導	自分の行為を見つめさせる指導	あたたかい人間関係作りの大切さを実感させる指導
<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめによって、相手をどれほど苦しめたかについて、いじめられている児童の心の痛みを共感させる。</li><li>・いじめは、いじめられている児童の基本的人権を侵害するだけでなく、自らの生き方や在り方を見失う重大な行為であることを理解させる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・何故いじめたかを問い合わせるよりも、いじめをするようになった理由や、いじめでしか自分を表現できなかった児童の気持ちを引き出す。</li><li>・いじめは、いかなる理由があっても、決して許される行為ではないことを理解させる。</li><li>・自らいじめた相手と話し合える場を設定し、本人から謝罪させる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・思いやりの心や規範意識の育成を目指し、人間として取るべき行動について考えさせるように継続的に指導する。</li><li>・学習活動、児童会活動、クラブ活動、または、校内外での諸活動を通して、本人の所属意識や自己有用性を高める。</li><li>・教職員が児童と積極的に人間関係をつくるように努めるとともに、いじめている児童に対して豊かな人間性と互いに支え合っていく姿勢を育成する。</li></ul>

### (イ) いじめを行った児童の保護者に対する助言

学校でのいじめ問題の対応について、いじめを受けた保護者が学校に相談する場合、「このことを相手の親御さんは知っているのですか。」という質問が出てくる。その際、「知りません。」と対応してしまうと、保護者は、「学校は、加害者を守るのか。」と受け止められる可能性がある。学校は、いじめられている児童の保護者・いじめている児童の保護者の双方に直接会って、事実とともに学校の指導方針を伝えることが重要である。

#### (保護者への伝え方)

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・保護者の心情（怒り、情けなさ、自責の念、不安等）を受け止め、共感し、共に児童を育てていく姿勢で話す。
- ・いじめられている児童の苦しみや辛さを理解してもらい、心から謝罪することが大切であるとの理解を促す。
- ・児童の変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、「家庭でも、ただ叱るだけではなく、いじめで自己表現をした自己の在り方を克服するために励ましてく

ださい。」といった具体的な助言をする。

#### (ウ) 周囲の児童への指導

いじめ問題への対応は当事者のみならず、周囲の児童への対応が大切である。

そのためには、いじめを学級全体の問題として取り上げ、いじめている児童や周囲の児童の気持ちに配慮しつつ、いじめられている児童の心情を深く考えさせ、児童たちに当事者意識を持たせることが大切である。

いじめられている児童の心の苦しみを理解させる	再発防止に向けた指導を行う
<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめはいつでも、誰にでも起こることを踏まえ、いじめられている児童の心の苦しみを理解させる。</li><li>・はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為は、いじめているのと同じだということを理解させる。</li><li>・自分がいじめられている立場だったらどんな気持ちになるかについて、いじめられている児童の心の痛みに共感させることを通して考えさせる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・何故止められなかったのか、なぜ見て見ぬふりをしてしまったのか等、正義ある行動ができなかつた自分を見つめることができるように指導する。</li><li>・自分が標的になることを恐れるあまり、いじめをやめさせる手立て等を具体的に示しながら指導する。</li><li>・学級全体として、いじめのない学校生活にするために自分が果たすべき役割を明確にし、行動させる。</li></ul>

### (3) 重大事態への対処

重大ないじめ事案や児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には、いじめ防止基本対策推進法第23条第6項に基づき、直ちに警察署生活安全課及び千葉県柏児童相談所に相談・通報を行い、支援を要請する。

#### ◇重大事案の意味

【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省 平成29年3月8抜粋】

- ①児童生徒が自殺を企画した場合
- ②心身に重大な被害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合
- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤いじめにより転学等を余儀なくされた場合

## いじめ防止年間指導計画

- ①1学期と2学期に教育相談週間を設ける。また、隨時、教育相談を実施する。
- ②学期ごとに児童が自らの行動を振る返る機会をつくる。
- ③6月、11月、2月になかよしアンケートを行い、担任と面談をする。
- ④いじめ防止対策委員会を学期に1回（年3回）開催する。